**千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、千葉市建設工事請負契約約款第１０条第３項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととすることができる建設工事及び建設業法（昭和２４年法律第１００号））第２６条第３項に規定する主任（監理）技術者の専任を要する建設工事のうち、千葉市建設工事請負契約約款第１０条に規定する主任技術者に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる建設工事）

第２条　本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を２件まで兼任することができる。

（１）請負代金の額が３，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、７，０００万円）未満であること。

（２）特記仕様書に兼任できる旨の明示がされていること。

（３）低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。

（４）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。

（現場代理人の兼任の解除）

第３条　監督職員から兼任の解除を命じられた場合は、現場代理人の兼任を解除する。

（変更契約時の取扱い）

第４条　現場代理人を兼任している建設工事が、変更契約により第２条第１号に定める請負代金の額以上となった場合においても、引き続き兼任することができる。

（主任（監理）技術者の専任を要する建設工事）

第５条　請負代金の額が３，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、７，０００万円）以上の建設工事については、主任（監理）技術者を専任配置とする。ただし、次のいずれかに該当する建設工事については、請負代金の額に関わらず主任（監理）技術者を専任配置とする。

（１）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているもの

（２）調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するもの

（３）特定建設工事共同企業体として契約するもの

　　　附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成２７年１月２９日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成２８年４月２８日から施行する。ただし、第５条の規定は平成２８年６月１日に施行する。

２　この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。ただし、第５条の規定を除く。

　　　附　則

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。